

業務委託仕様書

1 ■委託業務名

インバウンド誘客推進情報発信プロモーション業務

2 ■目的

九州佐賀国際空港に就航中の3路線（ソウル、上海、台北）のエリアの個人旅行者をターゲットに想定し、県内の様々な地域資源を実際に体感したくなるような、“佐賀県の具体的な楽しみ方”の動画を制作・発信することで、効果効率的なインバウンド誘客につなげていく。

3 ■業務概要

個人の旅行者目線で佐賀の具体的な魅力が発信できるよう、取り上げるテーマに合った動画クリエイター（YouTuber）を対象とするエリアと、地元佐賀及び九州からそれぞれ選定し、両動画クリエイターをコラボさせて、佐賀県内の様々な地域資源をリアルに楽しんでいる動画コンテンツを制作（企画・撮影・編集）し、各クリエイターのメインチャンネルで配信するなど、佐賀県観光の魅力を発信する。

このほか、対象とするエリアごとに、今回制作した動画コンテンツ等を最大限効果的に活用した‘佐賀旅“プロモーションイベントを開催し、立体的な佐賀県観光プロモーションを展開する。

さらに、一連のプロモーション終了後に関係者間で業務の振り返りを行い、今後のさらなる効果的なインバウンド誘客につなげていくための提言を行う。

4 ■業務概要

（1）動画コンテンツの制作

①動画の企画

佐賀県の様々な地域資源について、メインで取り上げるテーマを選定し、メインテーマに適した動画クリエイター（対象エリア並びに国内）を選定、打合せ等の事前調整を行い、制作するコンテンツの内容を企画する。

なお、取り上げるテーマ、制作する動画コンテンツの仕様及び活用方法は以下のとおり

※最終的な企画内容については、修正可能な時点で、計2度の発注者チェックの機会を設け、最終の了承を得ること

【取り上げるテーマ】

- ・自然体験
- ・歴史、文化体験
- ・グルメ体験
- ・ショッピング体験

※以上、4つのテーマからメインの2つを選定し、残りの2つをサブテーマとして設定すること

【動画の仕様】

- ・本編動画 各エリアとも2つのメインテーマごとに15分程度×2本（前編・後編）の動画
 - ・概要動画 本編誘導及び概要版として活用できるような30秒程度のショート動画
- ※本編動画及び概要動画ともに、メインテーマのほかにサブテーマも取り上げ、4つのテーマがすべて含まれる内容とすること。

【活用方法】

- ・台北、ソウルにおいては、各エリアの動画クリエイターのYouTubeメインチャンネルほか、WEB等のメディア及びSNSでの発信、並びにプロモーションイベント時に放映する
- ・上海においては、微博等のWEBメディア、並びにプロモーションイベント時に放映する

②動画の撮影

企画したコンテンツについて、必要なロケハンなどを行い、撮影を行う。

※撮影（ロケハンも含む）前には撮影工程表を作成・提出し、発注者の了承を得ること

③動画の編集

撮影した動画について、テロップ挿入やSE加工など、より多くの方々に見てもらえるような効果的な編集を行う。

※編集した内容については、修正が可能な時点で、計2度の発注者チェックの機会を設け、最終の了承を得ること。また、ネイティヴチェックを行うこと。

（2）動画コンテンツを活用した魅力発信

①動画クリエイターのメインチャンネルでの本編動画の配信

起用した動画クリエイターのメインチャンネル内で、前編・後編各15分程度の本編動画を配信する。また、今回参加した別の動画クリエイターの動画についても、概要欄にリンク紹介するなど、全体で再生回数を延ばす工夫を行う。

②WEB等のメディアでの概要動画を活用した魅力発信

制作した概要動画をWEB等のメディアで発信することで、本編動画へ誘導し、再生回数の増へつなげる。

※各エリアとも、1つのメインテーマあたりの本編動画（前編・後編）、概要動画の業務期間中の総再生回数の設定目標を、10万回以上とすること

（3）動画コンテンツを活用したプロモーションイベントの開催

各エリアにおいて、それぞれ1回ずつ（想定参加者数各回100名）、エリア内で情報拡散力の高いインフルエンサーを起用し、今回制作した動画コンテンツを活用しながら、実際に佐賀に旅行したいと思ってもらえるような佐賀県観光プロモーションイベントを開催するとともに、本イベントの様子を撮影し発信すること。

※各エリアとも、連続する土曜日・日曜日の2日間セットでの開催を1回とカウントすること

※各エリアとも、1回あたりの集客目標を、200人以上とすること

※会場使用料や付帯設備等の使用料、光熱費等は委託費に含むこと

（4）業務の振り返りと今後の効果的な取組への提言

プロモーションイベントまでを終了した時点で、発注者、受託者、国内の動画クリエイターによる振り返りの機会を設け、今後のインバウンド向けの効果的な観光プロモーションにつなげていくための気付き（改善点や新たなアイデアなど）をとりまとめ、発注者に提言する。

5 ■業務期間

契約締結の日から令和6年1月31日（水曜日）まで

6 ■委託料の支払

完了払いとする。

7 ■業務終了後の提出書類等

委託したすべての業務が終了した際には、実施した概要が分かる以下の書類を提出し、発注者から業務の完了認定を受けて業務完了とする。

（1）業務完了報告書 1部

・実施内容が確認できる写真を添付する等、実施結果を記載すること

（2）当事業で制作した動画コンテンツ

制作した動画コンテンツについては、MP4 データを電子メール等で送付するとともに、動画クリエイターごとのデータをそれぞれ2枚ずつDVDでも納品すること

（3）その他、発注者が指示する事項・資料等

8 ■その他業務実施上の留意事項

（1）委託業務の詳細については、発注者と受託者で協議のうえ決定すること

（2）業務が円滑に遂行できるよう十分な人員配置を行い、打合せ、撮影、編集その他、海外関係者が入るすべての業務には通訳を配置すること。また、すべての窓口となる業務担当者とすべての業務を統括して管理する管理責任者を配置すること

（3）本業務の遂行において必要な保険に加入すること

（4）撮影に際しては、道路や施設等の使用許可申請をはじめ、撮影に必要なすべての許可並びに様々な調整・交渉は受注者で行うこと。また、今回作成する動画コンテンツの永続的な活用を前提に、事前に撮影対象の肖像権等の権利処理を行うこと

（5）施設の破損等、撮影時に生じた第三者への損害は、受託者で弁償または賠償すること

（6）制作した動画の著作権は、動画クリエイターに帰属するものとするが、発注者並びに佐賀県が観光ロモーションを目的にイベント等で使用する場合には、その使用の権利を排除しないこと。また、事前の報告及び承認も必要としないこと

（7）個人情報保護及び情報セキュリティの観点から、業務上知り得た個人情報について、受託者は以下の事項を順守すること

①秘密保持と第三者への情報提供の禁止

②受託業務目的以外での利用の禁止

③受託業務目的以外のデータの複写及び複製の禁止

④業務従事者による個人情報保護の制約

⑤漏洩等の事故発生時の報告

（8）本仕様書に記載すること以外で疑義が生じた際には、速やかに発注者と協議のうえ進めること